

第八十回国 参議院 内閣委員会 會議録 第十六号

昭和五十二年五月二十四日(火曜日) 午前十時四十五分開会

委員の異動

五月十八日

坂野 重信君

大島 友治君

小山 一平君

柄谷 道一君

福井 勇君

岡田 広君

源田 実君

大塚 喬君

矢田部 理君

徳永 正利君

森下 泰君

補欠選任

山本茂一郎君

八木 一郎君

片岡 勝治君

中村 利次君

補欠選任

中山 太郎君

森下 泰君

徳永 正利君

田 英夫君

戸叶 武君

補欠選任

源田 実君

岡田 広君

補欠選任

増原 恵吉君

上田 稔君

岡田 広君

野田 哲君

源田 実君

中山 太郎君

太田 淳夫君

峯山 昭範君

委員

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

衆議院議員

大蔵委員長代理 山下 元利君

国務大臣

大蔵大臣 坊 秀男君

運輸大臣 田村 元君

政府委員

大蔵省主計局次長 松下 康雄君

運輸省鉄道監督局長 杉浦 喬也君

局国有鉄道部長 橋本 善次君

事務局側 常任委員会専門員 首藤 俊彦君

本日(五月十九日)の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(増原恵吉君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る五月十八日、柄谷道一君、坂野重信君、大島友治君及び小山一平君が委員を辞任され、その補欠として中村利次君、山本茂一郎君、八木一郎君及び片岡勝治君がそれぞれ選任されました。

た、五月十九日、福井勇君、大塚喬君、矢田部理君が委員を辞任され、その補欠として中山太郎君、田英夫君、戸叶武君がそれぞれ選任されました。

○委員長(増原恵吉君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

岡田広君の委員異動に伴い理事に欠員を生じましたので、この際、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(増原恵吉君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に岡田広君を指名いたします。

○委員長(増原恵吉君) 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

まず、政府から順次説明を聴取いたします。田村運輸大臣。

○国務大臣(田村元君) ただいま議題となりました昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

この法律案は、公共企業体の共済組合が支給し

ております退職年金等につきまして、このたび別途本国会に提案されており、その恩給法等の一部を改正する法律案による恩給の額の改定措置に準じて年金額を引き上げるとともに、退職年金等の最低保障額の引き上げ等の措置を講ずるため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、公共企業体の共済組合が支給しております退職年金のうち、昭和五十一年三月三十一日以前に給付事由が生じたものにつきましては、恩給等の改善措置に準じ、その年金額の算定の基礎となつてゐる俸給を昭和五十一年度の国家公務員の給与の改善内容に準じて引き上げることにより、昭和五十二年四月分から年金額を引き上げることといたしております。

また、旧国家公務員共済組合法の規定による退職年金等のうち、長期在職者等に支給する年金につきましては、恩給等の改善措置に準じ、その年金額の算定の基礎となつてゐる俸給が一定額以下のものについては、その俸給をさらに一段階ないし三段階上位の俸給に引き上げることにより、昭和五十二年八月分から年金額を引き上げることといたしております。

第二に、旧国家公務員共済組合法等に基づく退職年金等の最低保障額につきましては、恩給等の改善措置に準じ、昭和五十二年四月分から引き上げるほか、六十歳以上の者等に支給する遺族年金の最低保障額につきましては、昭和五十二年八月分から、その額をさらに引き上げることといたしております。

第三に、旧国家公務員共済組合法に基づく殉職年金等につきましては、恩給等の改善措置に準じ、その扶養加給の年額及び最低保障額を昭和五十二年四月分から引き上げるほか、最低保障額につき

ましては、昭和五十二年八月分から、その額をさらに引き上げることといたしております。

このほか、戦地勤務に服した日本赤十字社の救護員であった者の抑留されていた期間につきまして、恩給等の改善措置に準じ、その期間を当該救護員であった期間として取り扱うこととする等所要の措置を講ずることといたしております。

以上が、この法律案を提出する理由でございます。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(増原恵吉君) 速記をとめて。

〔午前十一時五十分速記中止〕

〔午前十一時五十分速記開始〕

○委員長(増原恵吉君) 速記を起こして。

坊大蔵大臣。

○國務大臣(坊秀男君) ただいま議題となりまして昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

この法律案は、国家公務員共済組合法等の規定により支給されている年金につきまして、その額を引き上げることとするほか、最低保障額の引き上げ、公共企業体の職員であった期間の組合員期間への算入等、所要の措置を講じようとするものであります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一は、国家公務員共済組合等からの年金の額を改定することであり、すなわち、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法、旧国家公務員共済組合法及び旧国家公務員共済組合法に基づき年金のうち、昭和五十一年三月三十一日以前に給付事由が生じたものにつきまして、このたび、別途、本国会で成立いたしました恩給法等の一部を改正する法律による恩給の額の改定措置に準じ、昭和五十一年度の国家公務員の給与の改善内容に準じ、年金額の算定の基礎とな

なっている俸給を増額することにより、昭和五十二年四月分以後、年金額を引き上げることといたしております。

第二に、六十歳以上の短期在職者及び昭和三十三年三月三十一日以前に退職した長期在職者等の受ける年金で、その年金額の算定の基礎となつてくる俸給が一定額以下のものにつきまして、恩給における措置に準じ、昭和五十二年八月分以後、その俸給を三段階を限度として引き上げることにより年金額の改善を行うことといたしております。

第三に、恩給における措置に準じ、公務関係年金及び長期在職者等の受ける退職年金等の最低保障額を昭和五十二年四月分以後引き上げるほか、公務関係年金等の最低保障額につきましては、同年八月分以後、さらにその額を増額する等の措置を講ずることといたしております。

第四に、長期給付の算定につきまして、一定の要件のもとに公共企業体の職員であった期間をいゆる資格期間として組合員期間に算入する等の特例を定めることといたしております。

以上のほか、掛金及び給付の算定の基礎となる俸給の最高限度額につきまして、公務員給与の改定状況等を考慮し、現行の三十四万円を三十六万円に引き上げることといたしております。ほか、恩給における措置に準じ、日本赤十字社の救護員で職員に相当するものの抑留期間の算入等所要の措置を講ずることといたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(増原恵吉君) 以上で、両案の趣旨説明は終わりました。

○委員(山元利君) ただいま議題となり

ました昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案に対する衆議院における修正部分について、大蔵委員会を代表してその趣旨を御説明申し上げます。

この修正は、政府両原案におきまして、施行期日を昭和五十二年四月一日と定められておりましたが、申し上げるまでもなく、すでにその期日を経過いたしておりますので、両修正案はそれぞれ施行期日を公布の日に変更するとともに、これに伴いまして所要の措置を講ずることといたしたものであります。

以上が衆議院における修正部分の趣旨であります。○委員長(増原恵吉君) これにて衆議院の修正部分の説明は終わりました。

両案の審査は次回に譲ることといたします。本日はこれにて散会いたします。

午前十一時十分散会

五月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国家公務員法及び地方公務員法の一部を改正する法律案
一、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律案

国家公務員法及び地方公務員法の一部を改正する法律案
国家公務員法及び地方公務員法の一部を改正する法律案

（国家公務員法の一部改正）
第一条 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百

十号）の一部を次のように改正する。

第百八条の二第三項ただし書中「管理若しくは監督の地位にある職員又は機密の事務を取り扱う職員」を「重要な行政上の決定を行う職員、重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員、職員の任免に直接の権限を持つ監督的地位にある職員、職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接する監督的地位にある職員その他職員団体との関係において当局の立場に立つて遂行すべき職務を担当する職員」に改める。

第百八条の三第六項中「次項」を「第八項」に、「こえない」を「超えない」に、「行なわなければならない」を「行われなければならない」に改め、同項の次に次の一項を加える。

前項の規定による登録の取消しは、当該処分取消しの訴えを提起することができる期間内及び当該処分取消しの訴えの提起があつたときは当該訴訟が裁判所に係属する間は、その効力を生じない。

（地方公務員法の一部改正）

第二条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第三項ただし書中「管理若しくは監督の地位にある職員又は機密の事務を取り扱う職員」を「重要な行政上の決定を行う職員、重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員、職員の任免に直接の権限を持つ監督的地位にある職員、職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接する監督的地位にある職員その他職員団体との関係において当局の立場に立つて遂行すべき職務を担当する職員」に改める。

第五十三条第六項中「次項」を「第八項」に、

「こえない」を「超えない」に、「行なわなければ」を「行われなければ」に、「行なわれなければ」を「行われなければ」に改め、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。
7 前項の規定による登録の取消しは、当該処分取消しの訴えを提起することができる期間内及び当該処分取消しの訴えの提起があつたときは当該訴訟が裁判所に係属する間は、その効力を生じない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律の施行の日前になされた国家公務員法第八条の三第六項（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）又は地方公務員法第五十三條第六項の規定による登録の取消しの効力については、なお従前の例による。

職員団体等に対する法人格の付与に関する法律案

律

（目的）
第一条 この法律は、職員団体等が財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務を運営することに資するため、職員団体等に法律上の能力を与えることを目的とする。

（定義）
第二条 この法律において、「職員団体等」とは、国家公務員職員団体、地方公務員職員団体及び混合連合団体をいう。

2 この法律において、「国家公務員職員団体」とは、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）にいう職員団体（国家公務員法第八条の三の規定により登録されているものを除く。）をいう。

3 この法律において、「地方公務員職員団体」とは、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）にいう職員団体（同法第五十三條の規定により登録されているものを除く。）をいう。
4 この法律において、「混合連合団体」とは、構成員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とする団体で、次の各号の一に該当するものをいう。
一 国家公務員法にいう職員団体又は地方公務員法にいう職員団体の連合団体（国家公務員法にいう職員団体又は地方公務員法にいう職員団体であるものを除く。）
二 国家公務員法にいう職員団体又は地方公務員法にいう職員団体及び国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）による国会職員の組合又は労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）による労働組合の連合団体で、当該連合団体の構成員の総員中国家公務員法第八條の二第一項の職員（以下「非現業の一般職の国家公務員」という。）の数、裁判所職員（裁判官及び裁判官の秘書官を除く。以下同じ。）の数及び地方公務員法第五十二條第一項の職員（以下「非現業の一般職の地方公務員」という。）の数の合計数が過半数を占めているもの。

（法人格の取得等）
第三条 規約について認証機関の認証を受けた職員団体等は、その主たる事務所の所在地において登記することによつて法人となる。
2 職員団体等に関して登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。
（認証の申請）
第四条 規約について認証を受けようとする職員団体等は、命令（第九条第一号又は第五号の職員団体等に係る事項については人事院規則とし、同条第二号又は第六号の職員団体等に係る事項については最高裁判所規則とする。以下同じ。）で定めるところにより、申請書及び規約を

認証機関に提出しなければならない。

（認証）
第五条 認証機関は、前条の規定による申請があつた場合において、当該規約が次の各号に掲げる要件に該当するときは、次条の規定により認証を拒否する場合を除き、命令で定めるところにより、当該規約を認証し、当該職員団体等はその旨を通知しなければならない。
一 少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
イ 名称
ロ 目的及び業務
ハ 主たる事務所の所在地
ニ 構成員の範囲及びその資格の得喪に関する事項
ホ 重要な財産の得喪その他資産に関する事項
ヘ 理事その他の役員に関する事項
ト 業務執行、会議及び投票に関する事項
チ 経費及び会計に関する事項
リ 規約の変更に関する事項
ヌ 解散に関する事項
二 規約の変更、役員選挙及び解散が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数（役員選挙については、投票者の過半数）によつて決定される旨の手続が定められていること。ただし、連合団体でない職員団体等で全員の規模をもつもの又は連合団体である職員団体等にあつては、すべての構成員が平等に参加する機会を有する地域若しくは職域ごと又は構成団体ごとの直接かつ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、この代議員の全員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数（役員選挙については、投票者の過半数）によつて決定される旨の手続が定められていることをもつて足りる。

三 会計報告は、構成員によつて委嘱された公

認会計士（外国公認会計士を含む。）若しくは監査法人又は信託業法（大正十一年法律第六十五号）第五條第一項第六号の業務を営む信託会社の監査証明とともに少なくとも毎年一回構成員に公表されることとされていること。

（認証の拒否）
第六条 認証機関は、規約に法令の規定に違反する事項が記載されているとき、又は当該職員団体等が、第八條の規定により認証を取り消され、その取消しの効力が生じた日から三年を経過しないものであるときは、認証を拒否しなければならない。
（規約の変更の届出）
第七条 職員団体等は、第五条の規定により認証を受けた規約の記載事項に変更があつたときは、命令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を認証機関に届け出なければならない。

（認証の取消し）
第八条 認証機関は、次の各号の一に該当する場合においては、命令で定めるところにより、第五條の規定による認証を取り消すことができる。
一 国家公務員職員団体又は地方公務員職員団体が非現業の一般職の国家公務員、裁判所職員又は非現業の一般職の地方公務員が組織する団体又はその連合体でなくなつたとき（混合連合団体となつた場合を除く。）
二 混合連合団体の構成員の総員中非現業の一般職の国家公務員の数、裁判所職員の数及び非現業の一般職の地方公務員の数の合計数が過半数を占めなくなつたとき。

三 規約に、構成員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とする旨を定めた規定が存しなくなつたとき（団体の活動として規約に定める目的を著しく逸脱する行為を継続し、又は反復することにより、構成員の勤務条件の維持改善を図ることを目的としてしていると認められなくなつたときを含む。）

四 その他当該職員団体が職員団体等になつたとき。

五 規約が第五各号に掲げる要件に該当しないものとなつたとき、又は規約に法令の規定に違反する事項が記載されるに至つたとき。

六 当該職員団体等について規約の規定中第五各号第二号又は第三号に規定する手続等に係る部分に適合しない事実があつたとき。

2 認証機関は、前項の規定により認証を取り消すときは、あらかじめ口頭審理を行わなければならないものとし、口頭審理は、当該職員団体等から請求があつたときは、公開して行われなければならない。

3 第一項の規定による認証の取消しは、当該処分取消しの訴えを提起することができる期間内及び当該処分取消しの訴えの提起があつたときは当該訴訟が裁判所に係属する間は、その効力を生じない。

4 第一項の規定による認証の取消しについては、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。（認証機関）

第九條 この法律における認証機関は、次の各号に掲げる職員団体等の区分に応じ、当該各号に掲げる機関とする。

一 非現業の一般職の国家公務員が組織する国家公務員職員団体 人事院

二 裁判所職員が組織する国家公務員職員団体 最高裁判所

三 一の地方公共団体に属する非現業の一般職の地方公務員が組織する地方公務員職員団体 当該地方公共団体の人事委員会又は公平委員会

四 前号の地方公務員職員団体以外の地方公務員職員団体 政令で定める人事委員会又は公平委員会

五 非現業の一般職の国家公務員の数と裁判所職員の数の合計数が非現業の一般職の地方公務員の数以上である混合連合団体で、非現業

の一般職の国家公務員の数が裁判所職員の数以上であるもの及び全国的な組織を有する混合連合団体で、これを直接又は間接に構成する団体に国家公務員法にいう職員団体を含むもの（次号の混合連合団体を除く。） 人事院

六 非現業の一般職の国家公務員の数と裁判所職員の数の合計数が非現業の一般職の地方公務員の数以上である混合連合団体で、裁判所職員の数が非現業の一般職の国家公務員の数を超えるもの及び全国的な組織を有する混合連合団体で、これを直接又は間接に構成する団体に裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法にいう職員団体を含むもの（これを直接又は間接に構成する団体に国家公務員法にいう職員団体を含むもの）

七 前二号の混合連合団体以外の混合連合団体 政令で定める人事委員会又は公平委員会（報告、協力等）

第十條 認証機関は、職員団体等に対し、当該職員団体等に係るこの法律の規定に基づく事務に關し必要な限度において、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 認証機関は、この法律の規定に基づく事務に關し必要があると認めるときは、国又は地方公共団体の關係機関に対し、事実の証明、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。（民法及び非訟事件手続法の準用）

第十一條 民法（明治二十九年法律第八十九号）及び非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）中民法第三十四条に規定する法人に關する規定（民法第三十八條第二項、第四十五條第一項及び第二項、第五十六條、第六十七條並びに第七十一條を除く。）は、第三條第一項の法人について準用する。この場合において、これらの規定中「主務官庁」とあるのは「認証機関」と、「定款」とあるのは「規約」と読み替へるはか、民法第四十六條第一項第四号及び第六十八條第

一項第四号中「設立許可」とあるのは「規約ノ認証」と、非訟事件手続法第二十條中「許可書」とあるのは「認証ノ通知書」と読み替へるものとする。

第十二條 第三條第一項の法人である職員団体等（以下この条において「この法律による法人」という。）が国家公務員法第八條の三、裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第八條の三又は地方公務員法第五十三條の規定により登録されたときは、その法人は、その登録の日において、国家公務員法第八條の四の法人、裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第八條の四の法人又は地方公務員法第五十四條の法人（以下この条において「国家公務員法等による法人」という。）となる。

2 前項の規定に基づく国家公務員法等による法人については、国家公務員法第八條の四（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）及び地方公務員法第五十四條中「民法第四十六條第一項第四号中「設立許可」とあるのは「法人ト為ル旨ノ申出」と、同法」とあるのは「民法第四十六條第一項第四号及び」と、「法人ト為ル旨ノ申出ノ受理証明書」とあるのは「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十二年法律第 号）第三條第一項ノ法人タル職員団体等ガ登録セラレタル旨ノ証明書」とする。

3 第一項の規定に基づく国家公務員法等による法人の設立の登記においては、当該法人となつたこの法律による法人の名称及び主たる事務所並びにこの法律による法人が同項の規定により国家公務員法等による法人となつた旨をも登記しなければならない。

4 第一項の規定に基づく国家公務員法等による法人の設立の登記がされたときは、登記官は、職権で、当該法人となつたこの法律による法人の登記用紙にその事由を記載して、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

附則（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五條第一項第二号中「地方公務員の団体」の下に、「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十二年法律第 号）第三條第一項の規定に基づく団体」を加える。

第七十二條の五第一項第三号中「基」を「基づく」に改め、「地方公務員の団体」の下に「並びに職員団体等に対する法人格の付与に関する法律に基づく法人たる職員団体等」を加える。

第二百九十六條第一項第二号中「地方公務員の団体」の下に、「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律」を加える。

第三百四十八條第四項中「地方公務員の団体」の下に、「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律による法人である職員団体等」を加える。

3 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中消防団員等公務災害補償等共済基金の項の次に次のように加える。

職員団体等（法人格の付与に関する法律（昭和五十二年法律第 号）	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十二年法律第 号）
---------------------------------	------------------------------------

4 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中消防団員等公務災害補

紹介議員 秦野 章君

この請願の趣旨は、第二七七四号と同じである。

第四九八七号 昭和五十二年五月七日受理

戦時中元特務機関に軍嘱託(有給常勤)として勤務した者に対する恩給の給付に関する請願(四通)

請願者 横浜市鶴見区上末吉四ノ一ノ六

神代敷外十三名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第二七七四号と同じである。

第五〇六二号 昭和五十二年五月九日受理

戦時中元特務機関に軍嘱託(有給常勤)として勤務した者に対する恩給の給付に関する請願(一通)

請願者 福島県相馬郡新地町杉目前川二二

林正美外三十一名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第二七七四号と同じである。

第五〇六三号 昭和五十二年五月九日受理

戦時中元特務機関に軍嘱託(有給常勤)として勤務した者に対する恩給の給付に関する請願

請願者 兵庫県水上郡山南町阿草五二四

前田徳次外四名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第二七七四号と同じである。

第五〇六八号 昭和五十二年五月九日受理

戦時中元特務機関に軍嘱託(有給常勤)として勤務した者に対する恩給の給付に関する請願(二通)

請願者 長野県更埴市雨宮八〇三ノ一 岩

佐求外十八名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第二七七四号と同じである。

第五〇六九号 昭和五十二年五月九日受理

戦時中元特務機関に軍嘱託(有給常勤)として勤務した者に対する恩給の給付に関する請願(五通)

請願者 長野県飯田市上飯田二八二 中島

利雄外二十名

紹介議員 源田 実君

この請願の趣旨は、第二七七四号と同じである。

第五〇七〇号 昭和五十二年五月九日受理

戦時中元特務機関に軍嘱託(有給常勤)として勤務した者に対する恩給の給付に関する請願

請願者 和歌山県日高郡印南町西ノ地二七

九津邑邦一外十二名

紹介議員 世耕 政隆君

この請願の趣旨は、第二七七四号と同じである。

第五〇七一号 昭和五十二年五月九日受理

戦時中元特務機関に軍嘱託(有給常勤)として勤務した者に対する恩給の給付に関する請願

請願者 山梨県東山梨郡牧丘町辻屋二、四

七一 岡卓郎

紹介議員 中村 太郎君

この請願の趣旨は、第二七七四号と同じである。

第五〇七二号 昭和五十二年五月九日受理

戦時中元特務機関に軍嘱託(有給常勤)として勤務した者に対する恩給の給付に関する請願(二通)

請願者 岐阜市鏡島一、五三三ノ一 森島

真澄外二十六名

紹介議員 藤井 丙午君

この請願の趣旨は、第二七七四号と同じである。

第五〇七三号 昭和五十二年五月九日受理

戦時中元特務機関に軍嘱託(有給常勤)として勤務した者に対する恩給の給付に関する請願(二通)

請願者 広島県山県郡千代田町有田二、〇

三八 三仲昇外十名

紹介議員 藤田 正明君

この請願の趣旨は、第二七七四号と同じである。

第五〇七四号 昭和五十二年五月九日受理

戦時中元特務機関に軍嘱託(有給常勤)として勤務した者に対する恩給の給付に関する請願

請願者 石川県羽咋郡押水町宿一三〇 岡

本勇平外十八名

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第二七七四号と同じである。

第五〇七五号 昭和五十二年五月九日受理

戦時中元特務機関に軍嘱託(有給常勤)として勤務した者に対する恩給の給付に関する請願(二通)

請願者 青森市浜田玉川一三六 山内二郎

外十三名

紹介議員 山崎 竜男君

この請願の趣旨は、第二七七四号と同じである。

第五〇七六号 昭和五十二年五月九日受理

戦時中元特務機関に軍嘱託(有給常勤)として勤務した者に対する恩給の給付に関する請願

請願者 山口県大島郡大島町小松六〇〇

重岡勇外五名

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第二七七四号と同じである。

第五〇七七号 昭和五十二年五月十日受理

戦時中元特務機関に軍嘱託(有給常勤)として勤務した者に対する恩給の給付に関する請願

請願者 岡山市京町一〇ノ二七 妹尾晴雄

外二十一名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第二七七四号と同じである。

第五一六〇号 昭和五十二年五月十日受理

戦時中元特務機関に軍嘱託(有給常勤)として勤務した者に対する恩給の給付に関する請願

請願者 山形市旅籠町一ノ二ノ四一 三

沢治郎三郎外二十五名

紹介議員 伊藤 五郎君

この請願の趣旨は、第二七七四号と同じである。

第五一六一号 昭和五十二年五月十日受理

戦時中元特務機関に軍嘱託(有給常勤)として勤務した者に対する恩給の給付に関する請願(六通)

請願者 岡山県吉備郡真備町川辺六一九

疋田毅外百一名

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第二七七四号と同じである。

第五一六二号 昭和五十二年五月十日受理

戦時中元特務機関に軍嘱託(有給常勤)として勤務した者に対する恩給の給付に関する請願

請願者 青森県南津軽郡浪岡町林本九五

阿部金吾外十二名

紹介議員 寺下 岩蔵君

この請願の趣旨は、第二七七四号と同じである。

第五一六三号 昭和五十二年五月十日受理

戦時中元特務機関に軍嘱託(有給常勤)として勤務した者に対する恩給の給付に関する請願(三通)

請願者 熊本市水前寺五ノ六ノ一 高尾富

繁外三十一名

紹介議員 寺本 広作君

この請願の趣旨は、第二七七四号と同じである。

第五一六四号 昭和五十二年五月十日受理
戦時中元特務機関に軍嘱託(有給常勤)として勤務した者に対する恩給の給付に関する請願

請願者 愛知県中島郡祖父江町桜方九三五
佐藤善安外十二名
紹介議員 福井 勇君

この請願の趣旨は、第二七七四号と同じである。

第五一六五号 昭和五十二年五月十日受理
戦時中元特務機関に軍嘱託(有給常勤)として勤務した者に対する恩給の給付に関する請願

請願者 大阪府八尾市刑部二ノ一六一 鹿野節麿外十三名
紹介議員 森下 泰君

この請願の趣旨は、第二七七四号と同じである。

第五一六六号 昭和五十二年五月十日受理
戦時中元特務機関に軍嘱託(有給常勤)として勤務した者に対する恩給の給付に関する請願(六通)

請願者 東京都世田谷区松原一ノ二二ノ二 有末精三外四十九名
紹介議員 山本茂一郎君

この請願の趣旨は、第二七七四号と同じである。

第五二五一号 昭和五十二年五月十一日受理
戦時中元特務機関に軍嘱託(有給常勤)として勤務した者に対する恩給の給付に関する請願(四通)

請願者 岡山県赤松郡赤坂町西窪田五四五 越宗清太郎外五十九名
紹介議員 木村 睦男君

この請願の趣旨は、第二七七四号と同じである。

第五二五二号 昭和五十二年五月十一日受理

戦時中元特務機関に軍嘱託(有給常勤)として勤務した者に対する恩給の給付に関する請願(三通)

請願者 岐阜県郡上郡美並村 川島博外十四名
紹介議員 久保田藤麿君

この請願の趣旨は、第二七七四号と同じである。

第五二五九号 昭和五十二年五月十二日受理
戦時中元特務機関に軍嘱託(有給常勤)として勤務した者に対する恩給の給付に関する請願

請願者 長崎県南高来郡国見町神代丙一三三 伊藤祐光外九十名
紹介議員 中村 利次君

この請願の趣旨は、第二七七四号と同じである。

第五三二六号 昭和五十二年五月十二日受理
戦時中元特務機関に軍嘱託(有給常勤)として勤務した者に対する恩給の給付に関する請願

請願者 香川県坂出市林田町三、五〇〇ノ一 堂山進外二十三名
紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第二七七四号と同じである。

第五三三七号 昭和五十二年五月十二日受理
戦時中元特務機関に軍嘱託(有給常勤)として勤務した者に対する恩給の給付に関する請願

請願者 広島県賀茂郡黒瀬町乃美尾四七五 満田捨身外十三名
紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第二七七四号と同じである。

第五三三四号 昭和五十二年五月十二日受理
戦時中元特務機関に軍嘱託(有給常勤)として勤務した者に対する恩給の給付に関する請願

請願者 千葉県柏市弥生町三ノ九 戸田勝

郵外一名
紹介議員 菅野 儀作君
この請願の趣旨は、第二七七四号と同じである。

第五三三五号 昭和五十二年五月十二日受理
戦時中元特務機関に軍嘱託(有給常勤)として勤務した者に対する恩給の給付に関する請願(四通)

請願者 福岡県大川市大野島二、〇四五 江頭知実外三十五名
紹介議員 柳田桃太郎君

この請願の趣旨は、第二七七四号と同じである。

第五三三六号 昭和五十二年五月十二日受理
戦時中元特務機関に軍嘱託(有給常勤)として勤務した者に対する恩給の給付に関する請願

請願者 富山県上新川郡大山町上滝二七〇 金山久幸外二十五名
紹介議員 吉田 実君

この請願の趣旨は、第二七七四号と同じである。

第五三四〇号 昭和五十二年五月十二日受理
戦時中元特務機関に軍嘱託(有給常勤)として勤務した者に対する恩給の給付に関する請願(二通)

請願者 大阪府堺市新金岡町二ノ一ノ一 二七 田村健吉外九名
紹介議員 田代富士男君

この請願の趣旨は、第二七七四号と同じである。

第五〇〇一号 昭和五十二年五月九日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩市大里四五六ノ八 桑江良次 外十名
紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五〇〇二号 昭和五十二年五月九日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県宜野湾市愛知九 棚原盛光 外二名
紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五〇〇三号 昭和五十二年五月九日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県中頭郡西原村我謝二四一 糸数善昭外十名
紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五〇〇四号 昭和五十二年五月九日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県中頭郡西原村兼久四四 新垣盛雄外十名
紹介議員 茜ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五〇〇五号 昭和五十二年五月九日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県中頭郡西原村小那覇二八〇 諸見里安弘外十名
紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五〇〇六号 昭和五十二年五月九日受理

願 「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願者 沖繩県中頭郡西原村与那城二、一〇二 吳屋仁一外十名

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。紹介議員 案納 勝君

願 第五〇〇七号 昭和五十二年五月九日受理

願 「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願者 沖繩県石垣市川平九四四ノ二前 田訓次外十名

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。紹介議員 上田 哲君

願 第五〇〇八号 昭和五十二年五月九日受理

願 「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願者 沖繩県宜野湾市普天間七〇三比 嘉博外八名

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。紹介議員 小野 明君

願 第五〇〇九号 昭和五十二年五月九日受理

願 「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願者 沖繩県浦添市仲間三三四ノ八一 玉城幸子外十名

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。紹介議員 大塚 喬君

願 第五〇一〇号 昭和五十二年五月九日受理

願 「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願者 沖繩市胡屋八九 高江洲幸子外八

名 紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

願 第五〇一一号 昭和五十二年五月九日受理

願 「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願者 沖繩県那覇市松川一二五ノ三 城 間美恵子外十名

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。紹介議員 粕谷 照美君

願 第五〇一二号 昭和五十二年五月九日受理

願 「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願者 沖繩県島尻郡豊見城村饒波一三二 金城小夜子外十名

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。紹介議員 片岡 勝治君

願 第五〇一三号 昭和五十二年五月九日受理

願 「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願者 沖繩県島尻郡豊見城村伊良波三二二 大城敏子外十名

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。紹介議員 片山 基市君

願 第五〇一四号 昭和五十二年五月九日受理

願 「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願者 沖繩県那覇市宮城一一四 宮城義 弘外十名

願 第五〇一五号 昭和五十二年五月九日受理

願 「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願者 沖繩県中頭郡西原村兼久一〇〇 崎原みさ子外六名

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。紹介議員 神沢 浄君

願 第五〇一六号 昭和五十二年五月九日受理

願 「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願者 沖繩県石垣市登野城三二一 藤村 千寿外九名

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。紹介議員 久保 亘君

願 第五〇一七号 昭和五十二年五月九日受理

願 「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願者 沖繩県石垣市真栄里六〇 上原正 秀外十名

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。紹介議員 工藤 良平君

願 第五〇一八号 昭和五十二年五月九日受理

願 「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願者 沖繩県石垣市登野城六八一 新良 順一外十名

願 「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願者 沖繩県島尻郡豊見城村保栄茂七二 当銘智津子外十名

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。紹介議員 小谷 守君

願 第五〇二〇号 昭和五十二年五月九日受理

願 「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願者 沖繩県中頭郡読谷村大木二八二 比嘉信蔵外二十一名

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。紹介議員 小柳 勇君

願 第五〇二一号 昭和五十二年五月九日受理

願 「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願者 沖繩県中頭郡読谷村波平七 天久 繁光外三名

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。紹介議員 小山 一平君

願 第五〇二二号 昭和五十二年五月九日受理

願 「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願者 沖繩県中頭郡読谷村波平一、六二二 五ノ一 又吉繁外四名

五ノ二 棚原靖恵外二名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五〇二四号 昭和五十二年五月九日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県島尻郡豊見城村伊良波五一

大城美代子外十二名

紹介議員 志吉 裕君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五〇二五号 昭和五十二年五月九日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩市諸見里一、一〇三 喜屋武

和枝外七名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五〇二六号 昭和五十二年五月九日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩市嘉間良六 江洲真正外六名

紹介議員 鈴木美枝子君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五〇二七号 昭和五十二年五月九日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩市美里四六八 仲宗根盛栄外

九名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五〇二八号 昭和五十二年五月九日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩市知花六一 中村哲三郎外一

名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五〇二九号 昭和五十二年五月九日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩市諸見里一、二二五 新城肇

外十名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五〇三〇号 昭和五十二年五月九日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩市安慶田五 仲井間米子外十

名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五〇三一号 昭和五十二年五月九日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩市古謝九二六 仲真良茂外十

名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五〇三二号 昭和五十二年五月九日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩市胡屋一、二二一ノ一 仲宗

根竹光外十名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五〇三三号 昭和五十二年五月九日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩市美里一九五 登川善祐外十

名

紹介議員 辻 一彦君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五〇三四号 昭和五十二年五月九日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩市上地二八一 瑞ヶ覽みどり

外十名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五〇三五号 昭和五十二年五月九日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩市諸見里八五 小波津思神外

十名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五〇三六号 昭和五十二年五月九日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩市泡瀬一、六四六ノ六 喜屋

武盛栄外十名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五〇三七号 昭和五十二年五月九日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩市胡屋一、三五五 喜友名徳

信外六名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五〇三八号 昭和五十二年五月九日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩市上地一五五 伊礼澄子外十

名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五〇三九号 昭和五十二年五月九日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩市泡瀬一、六四三 江洲真康

外十名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五〇四〇号 昭和五十二年五月九日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩市胡屋一、三二三 西村正吉

外二名

紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五〇四二号 昭和五十二年五月九日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市胡屋一、二二九 仲尾美智子外三名
紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五〇四三号 昭和五十二年五月九日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市越來二三五 根路銘安正外八名
紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五〇四三三号 昭和五十二年五月九日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市山里一一四 稲嶺盛英外九名
紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五〇四四号 昭和五十二年五月九日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市胡屋一、五三八 仲村春永外一名
紹介議員 秦 豊君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五〇四五号 昭和五十二年五月九日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市胡屋一、六二六ノ三 荷川 取春子外六名
紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五〇四六号 昭和五十二年五月九日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市安慶田二五五 島袋愛子外七名
紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五〇四七号 昭和五十二年五月九日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市上地一、〇四〇 蔵根房子外六名
紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五〇四八号 昭和五十二年五月九日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市越來四六三 屋宜百合子外七名
紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五〇四九号 昭和五十二年五月九日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩県中頭郡勝連村内間五九四

新垣茂夫外三名
紹介議員 松永 忠二君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五〇五〇号 昭和五十二年五月九日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市諸見里八〇八 安座間周子外三名
紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五〇五一号 昭和五十二年五月九日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市照屋二五四 安次嶺恵子外六名
紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五〇五二号 昭和五十二年五月九日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市山里一一三 稲嶺盛信外三名
紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五〇五三号 昭和五十二年五月九日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市美里二二三 吉村昭夫外三名
紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五〇五四号 昭和五十二年五月九日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市安慶田二四四 普久原敏子外五名
紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五〇五五号 昭和五十二年五月九日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩県中頭郡読谷村楚辺二、〇三三 五ノ三 比嘉繁和外四名
紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五〇五六号 昭和五十二年五月九日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市仲宗根五〇 久場洋子外七名
紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五〇五七号 昭和五十二年五月九日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市仲宗根五〇 長堂政美外三名
紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五〇五八号 昭和五十二年五月九日受理

「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖縄市照屋一二一 仲程朝次郎外七名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五〇五九号 昭和五十二年五月九日受理

「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖縄市胡屋六〇 島芳子外五名
紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五〇六〇号 昭和五十二年五月九日受理

「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖縄市安慶田三六四 宮城志真子外八名

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五〇六一号 昭和五十二年五月九日受理

「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖縄市山内五七七ノ一 真喜志康隆外四名

紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五〇九〇号 昭和五十二年五月十日受理

「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖縄市比屋根六七 与儀芳子外七名

紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五〇九二号 昭和五十二年五月十日受理

「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖縄県中頭郡西原村我謝一二三 呉屋善徳外一名

紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五〇九三号 昭和五十二年五月十日受理

「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖縄県中頭郡西原村我謝六三三 小橋川守正外十名

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五〇九四号 昭和五十二年五月十日受理

「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖縄県中頭郡西原村幸地一三四 外間三郎外十名

紹介議員 茜ヶ久保重光君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五〇九四号 昭和五十二年五月十日受理

「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖縄県中頭郡西原村翁長六四四 城間正一外十名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

第五〇九五号 昭和五十二年五月十日受理

「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖縄県中頭郡西原村翁長四六七 呉屋博之外十名

紹介議員 案納 勝君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五〇九六号 昭和五十二年五月十日受理

「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖縄県石垣市平得三〇九ノ一内 原克充外七名

紹介議員 上田 哲君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五〇九七号 昭和五十二年五月十日受理

「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖縄県那覇市泉崎二ノ一八ノ二 新里妙子外十名

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五〇九八号 昭和五十二年五月十日受理

「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖縄県那覇市前島一ノ一九ノ三 国吉ヨシ子外八名

紹介議員 大塚 喬君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖縄県浦添市宮城八五七 外間シゲ外十名

紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一〇〇号 昭和五十二年五月十日受理

「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖縄県浦添市前田八六二ノ一六一 我如古敏雄外二十一名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一〇二号 昭和五十二年五月十日受理

「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖縄県島尻郡豊見城村翁長六四七 ノ五 大城里美外十名

紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一〇三号 昭和五十二年五月十日受理

「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖縄県島尻郡豊見城村饒波八三九 町田宗義外十名

紹介議員 片山 甚一君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一〇三号 昭和五十二年五月十日受理

「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖縄県島尻郡豊見城村宜保二〇

当銘袖榮外十名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一〇四号 昭和五十二年五月十日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県島尻郡佐敷村佐敷六 苗代 敏勝外十名

紹介議員 神沢 淨君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一〇五号 昭和五十二年五月十日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県中頭郡北谷村吉原一七 嘉 陽田朝興外七名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一〇六号 昭和五十二年五月十日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県石垣市新栄町五一ノ二〇 高良和子外七名

紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一〇七号 昭和五十二年五月十日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県石垣市石垣三〇二 玉吉秀 清外十名

紹介議員 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一〇八号 昭和五十二年五月十日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県那覇市首里大名町三ノ八 伊礼広光外十名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一〇九号 昭和五十二年五月十日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県中頭郡読谷村大木三三六 比嘉シゲ外五名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一一〇号 昭和五十二年五月十日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県中頭郡読谷村上地一四六 知花正行外三名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一一一号 昭和五十二年五月十日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県中頭郡読谷村喜名二、二〇 八 長浜真佐夫外二名

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一一二号 昭和五十二年五月十日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県中頭郡読谷村楚辺一、九五 三ノ二 上地芳雄外二十一名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一一三号 昭和五十二年五月十日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県島尻郡豊見城村饒波四五 長嶺啓子外十三名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一一四号 昭和五十二年五月十日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩市諸見里五〇ノ二 比嘉重夫 外七名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一一五号 昭和五十二年五月十日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県中頭郡西原村榎原六二 宮 城貞一外二名

紹介議員 鈴木美枝子君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一一六号 昭和五十二年五月十日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県具志川市具志川二六五 天

願美代子外七名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一一七号 昭和五十二年五月十日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩市大里三六六 鳥袋さとみ外 四名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一一八号 昭和五十二年五月十日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩市古謝二一九ノ五 比嘉峯子 外十名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一一九号 昭和五十二年五月十日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩市知花二四六 島袋次明外十 名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一二〇号 昭和五十二年五月十日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩市嘉間良四八五 高江洲永孝 外十名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一二二号 昭和五十二年五月十日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市胡屋一六 新城スミ子外 十名
紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一二三号 昭和五十二年五月十日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市諸見里八二三ノ五 安里繁 外十名
紹介議員 辻 一彦君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一二四号 昭和五十二年五月十日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市大里二六一ノ三 稲福栄子 外十名
紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一二五号 昭和五十二年五月十日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市諸見里六九三 兼城節子外 五名
紹介議員 戸田 武君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一二六号 昭和五十二年五月十日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市登川一六 屋宜房子外 十名
紹介議員 戸田 武君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一二七号 昭和五十二年五月十日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市諸見里三四八 当真邦子外 十名
紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一二八号 昭和五十二年五月十日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市越來二〇九 伊礼清外四名
紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一二九号 昭和五十二年五月十日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市越來五五六 新垣康子外三名
紹介議員 秦 豊君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一三〇号 昭和五十二年五月十日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市山内七一四 喜友名朝光外 六名
紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一三一号 昭和五十二年五月十日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市池原一、六一二 佐渡山安 盛外五名
紹介議員 野々山一三君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一三二号 昭和五十二年五月十日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市上地二二八 安座間一修外 八名
紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一三三号 昭和五十二年五月十日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市安慶田三四六 喜久山千恵子外七名
紹介議員 前川 且君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一三四号 昭和五十二年五月十日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市山内七一四 喜友名朝光外 六名
紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一三五号 昭和五十二年五月十日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市美里二、二二六 新里八重子外五名
紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一三六号 昭和五十二年五月十日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市山里二一五ノ三 山城文字 外七名
紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一三七号 昭和五十二年五月十日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市安慶田三四六 喜久山千恵子外七名
紹介議員 前川 且君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一三八号 昭和五十二年五月十日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市諸見里六九三 兼城節子外 五名
紹介議員 戸田 武君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一三九号 昭和五十二年五月十日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市越來五五六 新垣康子外三名
紹介議員 秦 豊君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市上地一、〇五八ノ二 大山 惠子外三名
紹介議員 松永 忠二君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一三九号 昭和五十二年五月十日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市諸見里一、五〇九ノ三 宮 島真光外七名
紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一四〇号 昭和五十二年五月十日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市諸見里三二二 仲宗根武光 外四名
紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一四一号 昭和五十二年五月十日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市林原二〇五 与座盛昭外七名
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一四二号 昭和五十二年五月十日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市越来二三 新屋幸栄外二名
紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一四三号 昭和五十二年五月十日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市泡瀬一、六二五ノ一一 当 山金助外四名
紹介議員 森 勝治君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一四四号 昭和五十二年五月十日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市照屋一〇九 平良寛力外二名
紹介議員 森下 昭司君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一四五号 昭和五十二年五月十日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市胡屋一、五一四 山城智美 外二名
紹介議員 森中 守義君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一四六号 昭和五十二年五月十日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市越来三二〇 奥原千代子外五名
紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一四七号 昭和五十二年五月十日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市安慶田一四 金陸城長外五名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一四八号 昭和五十二年五月十日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市山里四九〇 徳元将己外一名
紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一四九号 昭和五十二年五月十日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市美里八〇一 徳元修外六名
紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一五〇号 昭和五十二年五月十日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩県島尻郡大里村古堅九九八
紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一七四号 昭和五十二年五月十一日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩県中頭郡西原村与那城一九
伊芸繁外十名
紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一七五号 昭和五十二年五月十一日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩県中頭郡西原村我謝四五四 平良昌二外四名
紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一七六号 昭和五十二年五月十一日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩県中頭郡西原村与那城二四八 玉城康雄外三名
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一七七号 昭和五十二年五月十一日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩県中頭郡西原村小波津一九五 呉屋健一外十名
紹介議員 茜ヶ久保重光君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一七八号 昭和五十二年五月十一日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩県中頭郡西原村与那城一九 伊芸繁外十名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一七九号 昭和五十二年五月十一日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県中頭郡西原村小橋川四五
大城守康外十名

紹介議員 案納 勝君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一八〇号 昭和五十二年五月十一日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県中頭郡西原村兼久三三三ノ
一 新川美代子外十名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一八一号 昭和五十二年五月十一日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県石垣市登野城二七〇 那根
元外十名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一八二号 昭和五十二年五月十一日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩市胡屋一、二八九 仲宗根正
明外六名

紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一八三号 昭和五十二年五月十一日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県那覇市首里石嶺町三ノ三六
〇 宮城文外五名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一八四号 昭和五十二年五月十一日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県島尻郡豊見城村平良二四八
ノ七 迫田千恵美外十名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一八五号 昭和五十二年五月十一日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県島尻郡豊見城村座安二三八
宜保厚助外十名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一八六号 昭和五十二年五月十一日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県島尻郡豊見城村渡橋名八五
赤嶺喜久次外十名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一八七号 昭和五十二年五月十一日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県那覇市若狭三ノ三ノ七八
比嘉恒雄外十名

紹介議員 神沢 浄君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一八八号 昭和五十二年五月十一日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県石垣市大川三三五 新盛一
雄外六名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一八九号 昭和五十二年五月十一日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県島尻郡佐敷村手登根三二二
神谷吉蔵外十名

紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一九〇号 昭和五十二年五月十一日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県石垣市大浜七五八ノ二 島
袋英之介外六名

紹介議員 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一九一号 昭和五十二年五月十一日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県石垣市石垣一〇ノ一 東

安子外七名

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一九二号 昭和五十二年五月十一日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県中頭郡読谷村伊良皆四〇八
外間ミヨ外二十名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一九三号 昭和五十二年五月十一日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県中頭郡読谷村瀬名波六二
儀間敏光外一名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一九四号 昭和五十二年五月十一日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県中頭郡読谷村高志保一、二
三四 松田忠雄外二名

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一九五号 昭和五十二年五月十一日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県中頭郡読谷村都屋三五八
新垣初子外九名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一九六号 昭和五十二年五月十一日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩県島尻郡豊見城村高嶺四〇八ノ一九 小渡洋外十二名

紹介議員 志告 裕君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一九七号 昭和五十二年五月十一日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩県島尻郡豊見城村渡橋名一三七 赤嶺光一外二十一名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一九八号 昭和五十二年五月十一日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩県具志川市字堅八九 仲村良文外七名

紹介議員 鈴木美枝子君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五一九九号 昭和五十二年五月十一日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市胡屋九九 島袋光善外八名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五二〇〇号 昭和五十二年五月十一日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市胡屋一、三六九 名嘉真祐 治外二名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

願

請願者 沖繩市胡屋一、三六九 名嘉真祐 治外二名

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五二〇一号 昭和五十二年五月十一日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市諸見里一、一八九 東つる外十名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五二〇二号 昭和五十二年五月十一日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市比屋根一 太田安子外十名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五二〇三号 昭和五十二年五月十一日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市仲宗根七 福原兼治外十名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五二〇四号 昭和五十二年五月十一日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩県宜野湾市佐真下一〇三 前田静男外十名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

願

第五二〇五号 昭和五十二年五月十一日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市越來一三九 新垣盛松外十名

紹介議員 辻 一彦君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五二〇六号 昭和五十二年五月十一日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市胡屋一、三二三ノ一 宮里俊男外十名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五二〇七号 昭和五十二年五月十一日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市池原四三二 与那嶺増文外十名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五二〇八号 昭和五十二年五月十一日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市山内三四一 島袋吉盛外十名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五二〇九号 昭和五十二年五月十一日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市安慶田六二 佐久本幸枝外七名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

願

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市安慶田六二 佐久本幸枝外七名

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五二一〇号 昭和五十二年五月十一日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市泡瀬一六二三ノ三 当真千代外十名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五二一一号 昭和五十二年五月十一日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市知花二四八 知花朝孝外十名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五二一二号 昭和五十二年五月十一日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市胡屋一、二二七 玉城恵子外三名

紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五二一三号 昭和五十二年五月十一日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市桃原一七六 新垣隆子外三名

紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五二二四号 昭和五十二年五月十一日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩市諸見里一四七 町田ノリ子
外六名

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五二二五号 昭和五十二年五月十一日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩市泡瀬一、六四三 高江洲義
邦外九名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五二二六号 昭和五十二年五月十一日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩市越來三六四 伊礼昭子外九
名

紹介議員 秦 豊君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五二二七号 昭和五十二年五月十一日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩市山内四六五 喜陽宗善外八
名

名

紹介議員 福間 知之君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五二二八号 昭和五十二年五月十一日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩市山内六八一 森山成子外七
名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五二二九号 昭和五十二年五月十一日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩市胡屋二二四ノ二 大山節子
外一名

紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三〇号 昭和五十二年五月十一日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 那覇市与儀三八九ノ二 米原悦子
外三名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三二二号 昭和五十二年五月十一日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三二三号 昭和五十二年五月十一日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩市石川市石川二、八五二ノ二
石川芳恵外八名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三二四号 昭和五十二年五月十一日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩市仲宗根一 真喜志康弘外
四名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三二五号 昭和五十二年五月十一日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩市越來二〇五 高島辰雄外二
名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三二六号 昭和五十二年五月十一日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三二七号 昭和五十二年五月十一日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩市美里四九九 上間清輝外五
名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三二八号 昭和五十二年五月十一日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩市胡屋一、二八三 金城弘光
外七名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三二九号 昭和五十二年五月十一日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩市安慶田一四 金城恒夫外二
名

紹介議員 安山良和外三名

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三三〇号 昭和五十二年五月十一日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

第五二二二号 昭和五十二年五月十一日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市胡屋一、六二〇 平良浩夫
外三名
紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第四九五二号と同じである。

第五二三三号 昭和五十二年五月十一日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩県具志川市赤道五七八ノ五三
宇板貞雄外四名
紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第四九五二号と同じである。

第五二三三三号 昭和五十二年五月十一日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩県中頭郡読谷村波平八四六
山内薫外三名
紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第四九五二号と同じである。

第五二六四号 昭和五十二年五月十二日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩県島尻郡南風原村宮平三七
喜瀬ヨシ外八名
紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第四九五二号と同じである。

第五二六五号 昭和五十二年五月十二日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩県島尻郡南風原村本部二三
宮城正夫外一名
紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第四九五二号と同じである。

第五二六六号 昭和五十二年五月十二日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩県島尻郡南風原村本部三五
比嘉朝信外八名
紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第四九五二号と同じである。

第五二六七号 昭和五十二年五月十二日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩県島尻郡南風原村津嘉山四六
金城照子外二名
紹介議員 西ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第四九五二号と同じである。

第五二六八号 昭和五十二年五月十二日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩県中頭郡中城村久場四七六ノ
一 石嶺真輝外十名
紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第四九五二号と同じである。

第五二六九号 昭和五十二年五月十二日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩県中頭郡中城村屋宜五九一ノ

一 仲真良徳外十名
紹介議員 案納 勝君
この請願の趣旨は、第四九五二号と同じである。

第五二七〇号 昭和五十二年五月十二日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩県石垣市新川一六八 唐真佑
子外八名
紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第四九五二号と同じである。

第五二七一号 昭和五十二年五月十二日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩県石川市伊波七六 桜井ヨシ
子外十名
紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第四九五二号と同じである。

第五二七二号 昭和五十二年五月十二日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩県那覇市宇栄原二九五 赤嶺
洋子外十三名
紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第四九五二号と同じである。

第五二七三号 昭和五十二年五月十二日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩県具志川市赤道九七二ノ五一
真栄平作文外九名
紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第四九五二号と同じである。

第五二七四号 昭和五十二年五月十二日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩県島尻郡仲里村謝名堂九〇六
ノ四八 幸地育雄外十名
紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第四九五二号と同じである。

第五二七五号 昭和五十二年五月十二日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩県島尻郡仲里村比嘉二、八四
三 赤嶺亀一外十名
紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第四九五二号と同じである。

第五二七六号 昭和五十二年五月十二日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩県島尻郡仲里村島尻四四 大
城真建外十名
紹介議員 片山 基市君

この請願の趣旨は、第四九五二号と同じである。

第五二七七号 昭和五十二年五月十二日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩県島尻郡仲里村真我里三二一
大城ひとみ外六名
紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第四九五二号と同じである。

第五二七八号 昭和五十二年五月十二日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県島尻郡仲里村比嘉一八九ノ

一金城睦良外九名

紹介議員 神沢 浄君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五二七九号 昭和五十二年五月十二日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県島尻郡仲里村真謝三四一

平田松助外六名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五二八〇号 昭和五十二年五月十二日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県島尻郡仲里村儀間九〇 川

上博久外三名

紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五二八一号 昭和五十二年五月十二日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県島尻郡仲里村謝名堂九〇七

ノ一三 宮城寛二外七名

紹介議員 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五二八二号 昭和五十二年五月十二日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県島尻郡仲里村比屋定一四二

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

神里勇外四名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五二八三号 昭和五十二年五月十二日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県島尻郡仲里村儀間一三五

日高清有外三名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五二八四号 昭和五十二年五月十二日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県中頭郡中城村久場四三八ノ

二 比嘉正行外十名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五二八五号 昭和五十二年五月十二日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県中頭郡中城村南上原三六一

普天間朝光外十名

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五二八六号 昭和五十二年五月十二日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県中頭郡中城村久場五一二ノ

一新垣忠外十名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五二八七号 昭和五十二年五月十二日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県中頭郡中城村南上原三九

中村美津江外十名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五二八八号 昭和五十二年五月十二日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県中頭郡中城村南上原四一〇

ノ二 比嘉定喜外十名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五二八九号 昭和五十二年五月十二日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県中頭郡中城村安里二三四

金城良光外九名

紹介議員 鈴木美枝子君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五二九〇号 昭和五十二年五月十二日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県中頭郡中城村南上原一三五

仲座盈一外六名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五二九一号 昭和五十二年五月十二日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県中頭郡中城村伊舎堂一四

喜舎場ハツ外八名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県中頭郡中城村南上原九九一

石原昌雄外八名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五二九二号 昭和五十二年五月十二日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県中頭郡中城村久場一、九四

三 新井民夫外四名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五二九三号 昭和五十二年五月十二日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県中頭郡中城村新垣二二三

喜舎場ハツ外八名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五二九四号 昭和五十二年五月十二日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県中頭郡中城村登又一〇三ノ

二 知名朝松外四名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五二九五号 昭和五十二年五月十二日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県中頭郡中城村伊舎堂一四

喜舎場ハツ外八名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

和仁屋和明外四名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五二九六号 昭和五十二年五月十二日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県中頭郡中城村伊舎堂一二二

譜久島弘子外六名

紹介議員 辻 一彦君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五二九七号 昭和五十二年五月十二日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県中頭郡中城村北上原一〇二

ノ三 星良清外六名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五二九八号 昭和五十二年五月十二日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県名護市大浦一三二 比嘉徳

榮外十名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五二九九号 昭和五十二年五月十二日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩市宮里一八三 桑江常光外十

名 紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三〇〇号 昭和五十二年五月十二日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩市仲宗根五〇 金良幸子外十

名 紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三〇一号 昭和五十二年五月十二日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩市胡屋一、〇九九 山内久枝

外十名 紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三〇二号 昭和五十二年五月十二日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県中頭郡北中城村島袋五二二

森東光外十名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三〇三号 昭和五十二年五月十二日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県中頭郡北谷村桑江三五〇ノ

九二 伊集朝成外六名

紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県那覇市古波蔵三九九ノ一四

仲本由外十名 紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三〇五号 昭和五十二年五月十二日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩市高原三九二 照屋寛哲外六

名 紹介議員 野々山二三君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三〇六号 昭和五十二年五月十二日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県那覇市前島二ノ二二ノ二

久田友帝外八名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三〇七号 昭和五十二年五月十二日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県島尻郡大里村仲間八九二

宮平竹子外十名

紹介議員 秦 豊君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三〇八号 昭和五十二年五月十二日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県島尻郡大里村仲間八八八

宮城フミ子外十名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三〇九号 昭和五十二年五月十二日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県島尻郡大里村嶺井五一五ノ

六 宮城清吉外十名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三一〇号 昭和五十二年五月十二日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県島尻郡大里村目取真一、八

二七ノ一 城間初枝外九名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三一一号 昭和五十二年五月十二日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県島尻郡大里村古堅九二七

津波古充彦外六名

紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三一二号 昭和五十二年五月十二日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県島尻郡大里村大里八二九

新里俊秀外七名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

五三九八号)(第五三九九号)(第五四〇〇号)(第五四〇一號)(第五四〇二號)(第五四〇三號)(第五四〇四號)(第五四〇五號)(第五四〇六號)(第五四〇七號)(第五四〇八號)(第五四〇九號)(第五四一〇號)(第五四一一號)(第五四一二號)(第五四一三號)(第五四一四號)(第五四一五號)(第五四一六號)(第五四一七號)(第五四一八號)(第五四一九號)(第五四二〇號)(第五四二一號)(第五四二二號)(第五四二三號)(第五四二四號)(第五四二五號)(第五四二六號)(第五四二七號)(第五四二八號)(第五四二九號)(第五四三〇號)(第五四三一號)(第五四三二號)(第五四三三號)(第五四三四號)(第五四三五號)(第五四三六號)(第五四三七號)(第五四三八號)(第五四三九號)(第五四四〇號)(第五四四一號)(第五四四二號)(第五四四三號)(第五四四四號)(第五四四五號)(第五四四六號)(第五四四七號)(第五四四八號)(第五四四九號)(第五四五〇號)(第五五〇一號)(第五五〇二號)(第五五〇三號)(第五五〇四號)(第五五〇五號)(第五五〇六號)(第五五〇七號)(第五五〇八號)(第五五〇九號)(第五五一〇號)(第五五一一號)(第五五一二號)(第五五一三號)(第五五一四號)(第五五一五號)(第五五一六號)(第五五一七號)(第五五一八號)(第五五一九號)(第五五二〇號)

一、傷病恩給等の改善に関する請願(第五五二三号)(第五五二四号)(第五五二五号)(第五五二六号)(第五六一九号)

一、戦時中元特務機関に軍囑託(有給常勤)として勤務した者に対する恩給の給付に関する請願(第五五二九号)(第五六〇〇号)(第五六二〇号)(第五六二二号)(第五六二二二号)

一、総定員法廃止等に関する請願(第五五三二号)(第五五三三二号)

第五三四五号 昭和五十二年五月十三日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県島尻郡南風原村大名七七
金城盛信外十名
紹介議員 阿貝根 登君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三四六号 昭和五十二年五月十三日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県那覇市松尾二四五 宮城義
信外十名
紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三四七号 昭和五十二年五月十三日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県島尻郡南風原村新川二五三
花城清和外五名
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三四八号 昭和五十二年五月十三日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県中頭郡中城村久場四三八ノ
二 比嘉光子外十名
紹介議員 西ヶ久保重光君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三四九号 昭和五十二年五月十三日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県中頭郡中城村久場二六〇
比嘉盛安外十名
紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三五〇号 昭和五十二年五月十三日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県中頭郡中城村新垣六六 喜
舎場永喜外十名
紹介議員 案納 勝君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三五一号 昭和五十二年五月十三日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県石垣市大川三六九 伊集不
二男外十名
紹介議員 上田 哲君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三五二号 昭和五十二年五月十三日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県那覇市西一ノ二二ノ五 与
那嶺道子外十八名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三五三号 昭和五十二年五月十三日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県具志川市赤野五七八 照屋
昌秀外八名
紹介議員 大塚 喬君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三五四号 昭和五十二年五月十三日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県島尻郡仲里村謝名堂九〇三
ノ一 大城行男外十名
紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三五五号 昭和五十二年五月十三日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県島尻郡仲里村銭田二、三一
五 吉永安武外十名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三五六号 昭和五十二年五月十三日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県島尻郡仲里村儀間三九一ノ
四 大田喜郎外十名
紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三五七号 昭和五十二年五月十三日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県島尻郡仲里村真謝一七七ノ
一 前里清吉外八名
紹介議員 片山 甚市君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三五八号 昭和五十二年五月十三日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

請願者 沖繩県島尻郡仲里村錢田五四八

伊是名秀英外八名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三五九号 昭和五十二年五月十三日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

願

請願者 沖繩県島尻郡仲里村儀間一八四ノ

二 玉城仁暉外九名

紹介議員 神沢 淨君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三六〇号 昭和五十二年五月十三日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

願

請願者 沖繩県島尻郡仲里村比嘉九七ノ

一 幸地猛外八名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三六一号 昭和五十二年五月十三日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

願

請願者 沖繩県島尻郡仲里村謝名堂八七

江洲正行外七名

紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三六二号 昭和五十二年五月十三日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

願

請願者 沖繩県島尻郡仲里村比嘉二平良

進外四名

紹介議員 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三六三号 昭和五十二年五月十三日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

願

請願者 沖繩県島尻郡仲里村眞謝三六二

伊良皆眞正外六名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三六四号 昭和五十二年五月十三日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

願

請願者 沖繩県中頭郡西原村兼久一 新里

美智代外十名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三六五号 昭和五十二年五月十三日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

願

請願者 沖繩県中頭郡中城村浜九三〇 屋

良清外十名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三六六号 昭和五十二年五月十三日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

願

請願者 沖繩県中頭郡中城村伊集六三 奥

浜真一郎外十名

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三七七号 昭和五十二年五月十三日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

願

請願者 沖繩県中頭郡中城村北浜二八三ノ

一 伊集利恵子外十名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三六八号 昭和五十二年五月十三日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

願

請願者 沖繩県中頭郡中城村安里二七二

玉城梅喜外十名

紹介議員 志古 裕君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三六九号 昭和五十二年五月十三日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

願

請願者 沖繩県中頭郡中城村屋宜一五〇

玉那覇スエ外十名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三七〇号 昭和五十二年五月十三日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

願

請願者 沖繩県中頭郡中城村伊集九〇 新

垣敏明外九名

紹介議員 鈴木美枝子君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三七一号 昭和五十二年五月十三日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

願

請願者 沖繩県中頭郡中城村伊集六一 吉

嶺全種外六名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三七二号 昭和五十二年五月十三日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

願

請願者 沖繩県中頭郡中城村添石三一

玉井春外二名

紹介議員 類谷 英行君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三七三号 昭和五十二年五月十三日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

願

請願者 沖繩県中頭郡中城村北上原五八五

城間勝江外七名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三七四号 昭和五十二年五月十三日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

願

請願者 沖繩県中頭郡中城村伊舎堂六五五

安里文字外三名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三七五号 昭和五十二年五月十三日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

願

請願者 沖繩県中頭郡中城村北浜四四 仲

松盛一外六名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三七六号 昭和五十二年五月十三日受理

「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖縄県中頭郡中城村伊集五一一
新垣定市外六名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三七七号 昭和五十二年五月十三日受理

「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖縄県中頭郡中城村伊集一五六
新垣ハル外八名

紹介議員 辻 一彦君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三七八号 昭和五十二年五月十三日受理

「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖縄県中頭郡中城村久場四四九
新垣山助外七名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三七九号 昭和五十二年五月十三日受理

「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖縄市山里六七七 高宮城サダ子
外十名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三八〇号 昭和五十二年五月十三日受理

「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖縄市胡屋一九二 島袋雄信外十
名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三八一号 昭和五十二年五月十三日受理

「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖縄市宮里七六 石川英子外十名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三八二号 昭和五十二年五月十三日受理

「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖縄市胡屋一、二七七 真栄城初
江外十名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三八三号 昭和五十二年五月十三日受理

「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖縄県石川市東恩納七九一ノ三
登川明外五名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三八四号 昭和五十二年五月十三日受理

「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖縄県中頭郡北谷村桑江三五〇ノ

一二 小嶺和子外一名

紹介議員 野口 忠夫君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三八五号 昭和五十二年五月十三日受理

「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖縄県那覇市寄宮四三ノ四 山田
有彦外二名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三八六号 昭和五十二年五月十三日受理

「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖縄県那覇市古波蔵三三三 宮城
園子外八名

紹介議員 野々山二三君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三八七号 昭和五十二年五月十三日受理

「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖縄県島尻郡大里村石堅一三一
上原一宏外十名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三八八号 昭和五十二年五月十三日受理

「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖縄県島尻郡大里村古堅三六 照
屋しげ子外十名

紹介議員 秦 豊君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三八九号 昭和五十二年五月十三日受理

「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖縄県島尻郡大里村古堅一、三四
六 比嘉しのぶ外十名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三九〇号 昭和五十二年五月十三日受理

「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖縄県島尻郡大里村大城一、七八
五 玉城一政外十名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三九一号 昭和五十二年五月十三日受理

「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖縄県島尻郡大里村仲間六二一ノ
二 城間勝美外八名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三九二号 昭和五十二年五月十三日受理

「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖縄県島尻郡大里村大里一、七一
一ノ一 知念美佐江外九名

紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三九三号 昭和五十二年五月十三日受理

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県島尻郡大里村高平七三五
知念幸子外五名

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

紹介議員 松永 忠二君

第五三九四号 昭和五十二年五月十三日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県那覇市大道三四九ノ四上原
アバート内 宮城洋子外十名

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

紹介議員 松本 英一君

第五三九五号 昭和五十二年五月十三日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩市胡屋一三五六 佐久本利津
子外十名

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

紹介議員 宮之原貞光君

第五三九六号 昭和五十二年五月十三日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩市上地二八一 瑞慶覧朝一外
十名

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

紹介議員 村田 秀三君

第五三九七号 昭和五十二年五月十三日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩市越來三八〇 川畑光子外十

紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五三九八号 昭和五十二年五月十三日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩市上地二四六 高安初子外十
名

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

紹介議員 森 勝治君

第五三九九号 昭和五十二年五月十三日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県国頭郡今帰仁村仲宗根一三
〇 島袋満外八名

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

紹介議員 森下 昭司君

第五四〇〇号 昭和五十二年五月十三日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県国頭郡今帰仁村仲尾次一二
八 上間智子外六名

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

紹介議員 森中 守義君

第五四〇一号 昭和五十二年五月十三日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県国頭郡今帰仁村仲宗根三五
五ノ二 照屋政男外五名

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

紹介議員 矢田部 理君

第五四〇二号 昭和五十二年五月十三日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県国頭郡今帰仁村湧川二五
仲里吉徳外六名

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

紹介議員 安永 英雄君

第五四〇三号 昭和五十二年五月十三日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県国頭郡今帰仁村仲宗根三一
〇 米須悦子外十名

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

紹介議員 山崎 昇君

第五四〇四号 昭和五十二年五月十三日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県国頭郡今帰仁村崎山一四一
山城一男外十名

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

紹介議員 吉田忠三郎君

第五四〇五号 昭和五十二年五月十三日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県国頭郡今帰仁村仲宗根四〇
六 金城律子外八名

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

紹介議員 和田 静夫君

第五四六〇号 昭和五十二年五月十四日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県中頭郡西原村我謝六八六

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県石垣市登野城一九三 屋比
久清光外十六名

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

紹介議員 阿具根 登君

第五四六一号 昭和五十二年五月十四日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県中頭郡西原村上原二四五
稲福恭宗外七名

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

紹介議員 青木 新次君

第五四六二号 昭和五十二年五月十四日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県中頭郡西原村内間四九上
間明外十八名

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

紹介議員 赤桐 操君

第五四六三号 昭和五十二年五月十四日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県中頭郡西原村我謝八一〇
大城助徳外十七名

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

紹介議員 西ヶ久保重光君

第五四六四号 昭和五十二年五月十四日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県中頭郡西原村我謝六八六

小川守外十五名
紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五四六五号 昭和五十二年五月十四日受理

「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖縄県中頭郡西原村津花波四六四
稲福政昌外十七名

紹介議員 案納 勝君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五四六六号 昭和五十二年五月十四日受理

「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖縄県石垣市新川四一 大浜守哲
外十七名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五四六七号 昭和五十二年五月十四日受理

「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖縄県石垣市平得一三 比嘉良実
外十三名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五四六八号 昭和五十二年五月十四日受理

「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖縄県那覇市首里金城町四ノ八
当真ソル子外十五名

紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五四六九号 昭和五十二年五月十四日受理

「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖縄県那覇市松尾二五八 玉橋ツル外七名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五四七〇号 昭和五十二年五月十四日受理

「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖縄県那覇市首里久場川町二ノ六
三ノ一 与那一信外四名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五四七一号 昭和五十二年五月十四日受理

「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖縄県島尻郡南風原村津嘉山六四
八 金城清子外十二名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五四七二号 昭和五十二年五月十四日受理

「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖縄県宜野湾市真栄原四三四ノ一
赤嶺豊外二十名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五四七三号 昭和五十二年五月十四日受理

「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖縄県島尻郡豊見城村宜保三 金城徳昌外十八名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五四七四号 昭和五十二年五月十四日受理

「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖縄県島尻郡豊見城村伊良波一一
四 大城哲秋外十五名

紹介議員 神沢 浄君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五四七五号 昭和五十二年五月十四日受理

「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖縄県石垣市登野城七四六 池田信子外十二名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五四七六号 昭和五十二年五月十四日受理

「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖縄県石垣市石垣一三五ノ三大
浜真由美外八名

紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五四七七号 昭和五十二年五月十四日受理

「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖縄県石垣市大川五五二ノ二 川

満恵吉外六名
紹介議員 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五四七八号 昭和五十二年五月十四日受理

「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖縄県島尻郡豊見城村高嶺三九五
森山順子外九名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五四七九号 昭和五十二年五月十四日受理

「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖縄県中頭郡読谷村楚辺二、〇〇
〇ノ三 比嘉弘和外二十名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五四八〇号 昭和五十二年五月十四日受理

「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖縄県中頭郡読谷村高志保三八二
ノ一 新垣正吉外十名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五四八一号 昭和五十二年五月十四日受理

「沖縄基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖縄県中頭郡読谷村大木二七五
比嘉秀美外三名

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五四八二号 昭和五十二年五月十四日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩県中頭郡読谷村渡ヶ次一、一七〇 山城スミ子外六名
紹介議員 沢田 政治君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五四八三号 昭和五十二年五月十四日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩県中頭郡読谷村楚辺二、一五七ノ二 比嘉ミンツ外十四名
紹介議員 志吉 裕君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五四八四号 昭和五十二年五月十四日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩県島尻郡豊見城村根差部六七一ノ四 宮城ヒロ子外二十一名
紹介議員 杉山善太郎君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五四八五号 昭和五十二年五月十四日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市仲宗根二七一 仲原英典外八名
紹介議員 鈴木美枝子君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市越来五五一 照屋唯春外四名
紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五四八七号 昭和五十二年五月十四日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩県中頭郡北中城村島袋二八〇 喜屋武幸子外二名
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五四八八号 昭和五十二年五月十四日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市諸見里一、三三四 川井田千香子外五名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五四八九号 昭和五十二年五月十四日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市諸見里五三一 喜納チヨ外十名
紹介議員 竹田 現照君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五四九〇号 昭和五十二年五月十四日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市胡屋一、五九六 内間安彦
紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

外十名
紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五四九一号 昭和五十二年五月十四日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市仲宗根四六 国仲礼子外十名
紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五四九二号 昭和五十二年五月十四日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市照屋一四九 仲宗根真吉外十名
紹介議員 辻 一彦君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五四九三号 昭和五十二年五月十四日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市山内一八八 山田光枝外十名
紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五四九四号 昭和五十二年五月十四日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市上地一五〇 喜瀬守善外十名
紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五四九五号 昭和五十二年五月十四日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市大里二六〇ノ六 仲宗根勇哲外十名
紹介議員 田 英夫君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五四九六号 昭和五十二年五月十四日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市古謝二一ノ七 兼城賢全外十名
紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五四九七号 昭和五十二年五月十四日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市登川一九一 喜納真行外十名
紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五四九八号 昭和五十二年五月十四日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市照屋六九 安里龜吉外十名
紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五四九九号 昭和五十二年五月十四日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願
請願者 沖繩市上地一五〇 喜瀬守善外十名
紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

願 請願者 沖繩市山内二七〇 青山芳和外三 名

紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五五〇〇号 昭和五十二年五月十四日受理

願 「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩市山内六六一 伊良波本秀外 四名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五五〇一号 昭和五十二年五月十四日受理

願 「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩市山里四七七ノ二 上江洲由 紀子外一名

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五五〇二号 昭和五十二年五月十四日受理

願 「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県中頭郡北谷村桑江三五〇ノ 二六 上間妙子外六名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五五〇三号 昭和五十二年五月十四日受理

願 「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩市知花二一八 金城勝枝外五 名

願 紹介議員 秦 豊君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五五〇四号 昭和五十二年五月十四日受理

願 「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩市安慶田二二〇ノ二 比嘉清 篤外六名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五五〇五号 昭和五十二年五月十四日受理

願 「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩市胡屋一、三五五 津嘉山一 夫外三名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五五〇六号 昭和五十二年五月十四日受理

願 「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩市諸見里七三四 安座間トミ 外二名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五五〇七号 昭和五十二年五月十四日受理

願 「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩市仲宗根五〇 伊礼清子外六 名

紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五五〇八号 昭和五十二年五月十四日受理

願 「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩市仲宗根一〇 久場シズ外二 名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五五〇九号 昭和五十二年五月十四日受理

願 「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩市山里一〇三 上里和子外四 名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五五一〇号 昭和五十二年五月十四日受理

願 「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県中頭郡北谷村桑江六一四ノ 七 岸本スエ子外四名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五五一一号 昭和五十二年五月十四日受理

願 「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩市照屋三九三 赤井隆外三名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五五一二号 昭和五十二年五月十四日受理

願 「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

願 請願者 沖繩市桃原二二五 大宜見朝市外 八名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五五一一号 昭和五十二年五月十四日受理

願 「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩市越來三六四 新屋政子外四 名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五五一四号 昭和五十二年五月十四日受理

願 「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩市胡屋一、一〇一 当山光雄 外六名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五五一五号 昭和五十二年五月十四日受理

願 「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩市宮里二四〇 富名腰進外四 名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五五一六号 昭和五十二年五月十四日受理

願 「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩市諸見里五五二 喜屋武真市 外一名

紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五五一七号 昭和五十二年五月十四日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩市越來四九 玉城実義外八名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五五一八号 昭和五十二年五月十四日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩市胡屋四八 富里稔
紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五五一九号 昭和五十二年五月十四日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩市胡屋一三九 古波蔵淳外三名
紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五五二〇号 昭和五十二年五月十四日受理
「沖繩基地確保新法案」の立法化反対等に関する請願

請願者 沖繩県中頭郡読谷村伊良皆三六〇ノ六 松田兼一外十名
紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第四九五一号と同じである。

第五五二三号 昭和五十二年五月十四日受理

傷病恩給等の改善に関する請願
請願者 茨城県土浦市真鍋三ノ八ノ二山 本文造
紹介議員 郡 祐一君
この請願の趣旨は、第四九一六号と同じである。

第五五二四号 昭和五十二年五月十四日受理
傷病恩給等の改善に関する請願

請願者 群馬県藤岡市下日野五八四ノ一 鈴木信夫外一名
紹介議員 最上 進君
この請願の趣旨は、第四九一六号と同じである。

第五五二五号 昭和五十二年五月十四日受理
傷病恩給等の改善に関する請願(四通)

請願者 埼玉県飯能市仲町二三ノ一八 新井宗作外四名
紹介議員 土屋 義彦君
この請願の趣旨は、第四九一六号と同じである。

第五五二六号 昭和五十二年五月十四日受理
傷病恩給等の改善に関する請願(五通)

請願者 栃木県足利市大町八ノ二〇 竹前信義外四名
紹介議員 矢野 登君
この請願の趣旨は、第四九一六号と同じである。

第五六一九号 昭和五十二年五月十六日受理
傷病恩給等の改善に関する請願

請願者 茨城県西茨城郡友部町大田町一、五五ノ五 加藤斐
紹介議員 岩上 妙子君
この請願の趣旨は、第四九一六号と同じである。

第五五二三号 昭和五十二年五月十四日受理

第五五二九号 昭和五十二年五月十四日受理
戦時中元特務機関に軍嘱託(有給常勤)として勤務した者に対する恩給の給付に関する請願

請願者 広島県呉市天応町九六一ノ二二三 登性治外二十六名
紹介議員 永野 嚴雄君
この請願の趣旨は、第二七七四号と同じである。

第五六〇〇号 昭和五十二年五月十六日受理
戦時中元特務機関に軍嘱託(有給常勤)として勤務した者に対する恩給の給付に関する請願

請願者 千葉県市川市市川一ノ二四ノ二一 石田締外三名
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第二七七四号と同じである。

第五六二〇号 昭和五十二年五月十六日受理
戦時中元特務機関に軍嘱託(有給常勤)として勤務した者に対する恩給の給付に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市東園田町四ノ一五四ノ八 堅達月然外八名
紹介議員 中西 一郎君
この請願の趣旨は、第二七七四号と同じである。

第五六二二号 昭和五十二年五月十六日受理
戦時中元特務機関に軍嘱託(有給常勤)として勤務した者に対する恩給の給付に関する請願(二通)

請願者 熊本県阿蘇郡阿蘇町乙姫一、九一ノ一七 津曲兵五外五十三名
紹介議員 迫水 久常君
この請願の趣旨は、第二七七四号と同じである。

第五六二二号 昭和五十二年五月十六日受理
戦時中元特務機関に軍嘱託(有給常勤)として勤務した者に対する恩給の給付に関する請願(二通)

請願者 石川県金沢市本多町三ノ九ノ一〇 浅野四朗外五名
紹介議員 嶋崎 均君
この請願の趣旨は、第二七七四号と同じである。

第五五三二号 昭和五十二年五月十四日受理
総定員法廃止等に関する請願

請願者 神戸市須磨区友ヶ丘五ノ五ノ六四ノ一、三〇三 前島豊外百名
紹介議員 杏脱タケ子君
一、総定員法を廃止し、人員削減・欠員不補充政策を改め、人員増を保障すること。
二、官僚の天下り、出向、たらい回しをなくすため、次のことを実施すること。

1 各省庁からの公庫、公団、事業団等に対する押し付け人事・世襲人事を直ちにやめ、役員および職制は、原則として内部から登用すること。
2 役員の給与・退職金、就任期間(いわゆる渡り鳥を含め)などの規制措置を講ずること。

第五五三三二号 昭和五十二年五月十四日受理
総定員法廃止等に関する請願

請願者 神戸市垂水区塩屋町獅掛八三六ノ一八 北村輝雄外八十五名
紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第五五三二号と同じである。

第五五三三二号 昭和五十二年五月十四日受理

第一部

内閣委員会会議録第十六号

昭和五十二年五月二十四日

【参議院】

昭和五十二年六月九日印刷

昭和五十二年六月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W